

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務件名

令和8年度岩手県旅券関連物品運送業務

(2) 調達件名の特質等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 出荷、配達場所及び運送見込数量

岩手県パスポートセンター、岩手県内28箇所の旅券窓口

岩手県パスポートセンター ⇄ 岩手県内各旅券窓口 28箇所間 3,925回

※集配場所及び運送見込数量の詳細については仕様書（別添1）のとおり

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定による国土交通大臣の営業許可を有する者であること。
- (5) 岩手県内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、岩手県パスポートセンターから概ね20km圏内の場所において発送物の納品受け及び発送業務を行うことができる者であること。
(仕様書に定める全ての依頼条件を満たすことができる。)
- (6) この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約にかかる入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていないこと。
- (7) この公告の日から落札決定までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (8) (6)又は(7)の文書警告に伴う措置を受けている場合、この公告の日において、当該措置を受けた日から1月を経過していること。
- (9) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 入札参加資格申請書等の提出

- (1) この一般競争入札への参加を希望する者は、参加資格の確認に必要な書類として、次の書類を令和8年2月26日（木）午後5時00分までに、13(3)の場所に持参のうえ、1部提出しなければならない。
なお、申請書は代表者印（申請者が個人の場合にあっては、個人の印）を押印するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙1）
 - イ 令和8年度岩手県旅券関連物品運送業務仕様確認票（別紙2）
 - ウ 岩手県パスポートセンターに集配を行うこととなる主な貨物自動車の車検証の写し
 - エ 岩手県内に所在する営業所等の名称、住所及び電話番号を記載した一覧表（そのうち、岩手県パスポートセンターへ集配する拠点となる営業所等に○印を付すこと。）
- (2) 3(1)により提出された入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和8年3月3日（火）までに電話及びファクシミリにより通知する。

4 現場説明

現場説明は行わない。

5 入札等に対する質問

- (1) 入札等に関する質問がある場合、知事に対し書面（様式は任意）により提出すること。ただし、一般的な事項に関しては隨時、電話又は口頭にて13(3)の場所に照会して差し支えないこと。
- ア 提出期間 令和8年2月26日（火）午後5時00分まで
 - イ 提出場所 13(3)と同じ。
 - ウ 提出方法 書面は持参、郵送又はファクシミリにより提出する。
- (2) 知事は、質問が提出されたときは、令和8年3月3日（火）までに質問を提出した者及び参加資格者に対し、書面によりファクシミリで回答する。

6 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された単価の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、7(1)の日時に7(2)の場所に持参すること。
- (3) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札者の印を押印しなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状（別添様式1）を提出しなければならない。なお、会社等の代表者以外の方（代表者から入札・契約等の諸手続きを年間委任された支店長、営業所長等）が入札・契約等の手続きを行う場合は、委任状（別添様式2）も併せて提出すること。

7 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月9日（月）午前11時00分
- (2) 場所 岩手県庁 8階 8-L会議室

8 入札保証金

免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 記名押印のない入札書
- (3) 入札金額を訂正した入札書
- (4) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (5) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (6) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (7) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

10 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載すること。））
- (3) あて名は、岩手県知事 達増 拓也とする。
- (4) 入札件名 令和8年度岩手県旅券関連物品運送業務
- (5) 入札金額

入札書にはサイズ（60 サイズ、80 サイズ、100 サイズ）毎に1回当たりの運送単価を記載すること。併せて各単価に年間運送予定見込数量を乗じた額を記載することとし、この金額（入札合計金額）をもって落札者の決定を行う。

11 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 初度の入札において落札者がいない場合は、3回を限度とし、直ちに再度入札を行うものとする。この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (3)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に係る職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として「落札価格に1(4)記載の運送見込数量を乗じた額」の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき
 - イ 過去2年間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との間において、本契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しているとき
- (3) 契約保証金には利息を付さない。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

13 その他

- (1) 提出された書類は返却しないこと。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て入札参加者又は相手方が負担するものとする。

(3) 入札等に関する照会先

岩手県パスポートセンター

〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号

電話番号 019-606-1720

FAX番号 019-606-1721